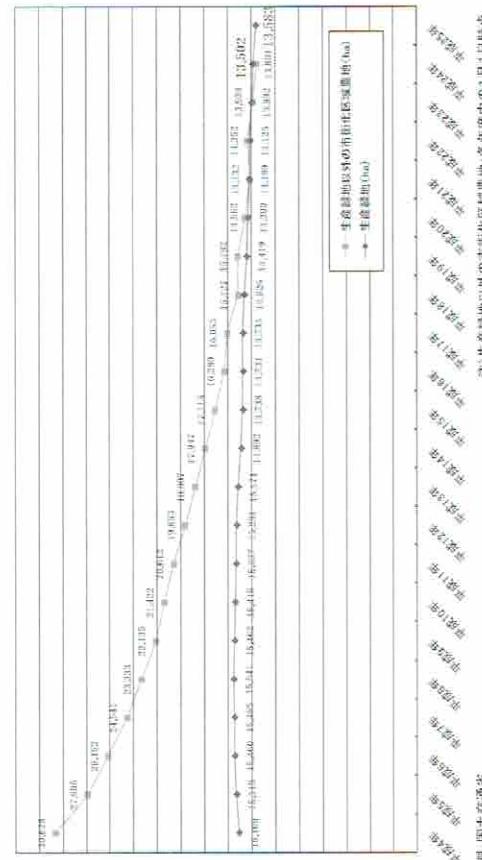


図2 三大都市圏における市街化区域内農地面積の推移



固定資産税の負担が過重であるため、その税負担に耐え切れず農地を売却することを余儀なきされており、都市農業の持続性がまったく担保されていないのが実情である。

現状、市街化区域内農地面積は8・4万haで、農地面積全体の約2%に過ぎない。ちなみに農産物販売金額を見ると446億円であり、販売金額では全体の8%を占める。面積は少ないとはいえるが、存在感のある販売金額を誇っている。消費者に直結しての集約的で単価の高い農産物生産が展開されていることが伺われる。

図2は市街化区域内農地面積の推移を見たものである(ただしこの市街化区域内農地面積)が、平成に入つてのわずか20年間を見ても一貫して減り続け、3・1万haから1・4万haへと半減

たし、生産緑地面積は三大都市圏ではなく、全国を対象とした生産緑地法によって、市街化区域内農地ではあっても、一定の条件に適合する農地は生産緑地としての指定を受けなければ農地としての存続が認められるものである。生産緑地とされれば固定資産税等が農地課税とされることから税負担が大幅に軽減される。この生産緑地面積はゆるやかな減少傾向をたどっていることはいえ、おおむね横ばいで推移しており、農地面積維持効果を顕著に發揮しているといえる。ただし、この生産緑地は30年の営農継続を前提に固定資産税の農地課税と相続税納税猶予制度が適用されており、しかも特定市については終身営農義務が付されているように、きわめて厳しい条件が付されている。しかも生産緑地の貸借は相続税納

稅猶予制度の対象から除外される等、農業の継続・持続性を十分に担保するものとはなっていない。すなはち生産緑地法によつての持続性が担保されているよううに受けとめられがちであるが、生産緑地法は一定の効果はあるとしても、担い手の安定的確保を可能にし農地の持続性を保証するものではなく、基本的には「安樂死制度」(松丘憲太郎)として機能しているにすぎないともいえる。

## 経済成長・バブルを背景にした制度

ここであらためて都市農地をめぐる経過について確認しておけば、そもそもは1968年に成立した都市計画法に端を発する。都市計画法により、都市地域にある農地を都市農地として一般農地とは区分し、市街化を推進すべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域とに二分した。これにともない市街化区域内農地は農地からの転用をねらいに農林省(当時)から建設省(当時)へと主たる権限が移譲されることとなつた。まさに高度経済成長下の開發需要に対応するためのお膳立てがなされたもので、都市農地は工場用地、宅地、道路、鉄道用地等へと次々に転用されることになつた。

ところがこうした流れにあっても、市街化区域内農地で農業を繼續したいという農家も多かつたことから、74年に市街化区域内ではあっても一定の条件に適合した農地については、生産緑地として指定を受けければ農地法が成立した。また82年には長期営農継続農地制度が創設され、5年営農を継続すれば固定資産税の宅地並み課税が免除されるようになつた。

このように宅地並み課税によ